

小山市地区計画の区域内における行為の届出の手引き

H17.4.1~

1. 届出先

都市整備部 建築指導課 審査係

2. 届出の時期

工事（行為）着手日の30日前までに

3. 提出書類

下記の届出書2部（正・副）にそれぞれ添付図書を添えたものを提出してください。

「地区計画の区域内における行為の届出書」（第1号様式）

* 別紙の記入例を参考に必要事項を記載してください。

添付図書

1. 委任状（設計者等に届出・訂正を依頼する場合は添付して下さい。）
2. 付近見取図（1/1000以上）
3. 配置図（1/200以上）（配置図には、敷地境界から壁面までの有効寸法を記入して下さい。）
4. 立面図（2面以上・高さ及び軒高の最高限度、北側斜線等が定められている場合にその内容を記入）
5. 各階平面図（1/100以上）
6. 敷地面積の求積図（1/500以上）および計算表
7. 建築面積・延床面積の求積図（1/500以上）及び計算表（増築等の場合はその既存部分を含む）
8. かき、さくの設置平面図（1/200以上）
9. かき、さくの設置立面図（1/50以上）
10. 「敷地面積の最低限度」が定められている地区で既存不適格に該当する場合は、それを証明できる書類を添付してください。
11. その他必要に応じて、参考となるべき図書を添付していただくことがあります。
12. 建築確認申請と同時に提出する際は、上記2～7の添付図書が省略できます。なお、確認申請書とは別に綴じて提出してください。

4. その他の手続き等

届出の後、計画の変更又は工事の取りやめ等が生じた場合には、下記の届出書を提出してください。

「地区計画の区域内における行為の変更届出書」（第2号様式）

「地区計画の区域内における行為の取下届出書」（第3号様式）

* その他ご不明な点等ありましたら、担当までお問い合わせください。

< 問い合わせ先 >

小山市 都市整備部 建築指導課 審査係

: 0 2 8 5 - 2 2 - 9 2 3 2